

技術名称：コマ型コンクリートブロックを用いた地盤改良工法
「トップベース工法」

1．審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

株式会社 マイコマセブン
社長 飯塚 弘芳
千葉県いすみ市岬町桑田 1271

株式会社 キンキ地質センター
社長 吉川 雅章
京都府京都市伏見区横大路下三栖里ノ内 33-3

1.2 技術の名称

コマ型コンクリートブロックを用いた地盤改良工法「トップベース工法」

1.3 技術の概要

本工法は、整地された軟弱地盤上に井桁状に組んだ鉄筋枠を設置し、その枠にコマ型コンクリートブロックを敷き並べ、そのブロック上面に鉄筋を配置固定して、各ブロックを一体となし、ブロック間の隙間に間詰め砕石を充填して盤構造を形成するものである。

建築物基礎下に形成された盤構造が、建築物の荷重を広く分散させるとともにその下の地盤にさらに均等に分散伝達させるため、軟弱な地盤であっても、建築物を安全に支持することができる。また、コマ型コンクリートブロックの軸脚部および間詰め砕石には地盤の側方変形を抑制する効果があり、盤構造の荷重分散効果とともに沈下を抑制する。

本工法は5階建以下の建築物の基礎に用いる。

2．開発の趣旨

本工法は、N値2以上の軟弱な地盤においても、杭基礎などを用いないで小規模建築物や5階程度までの中規模建築物が建築できるよう、基礎下に品質の安定した盤構造をつくることで、沈下等の面で安全な改良地盤を提供し、その建築物に生活する人々に安心と安全を与えることを目指して開発されたものである。

また、大型施工機械や特別な装置を用いなくても人力で施工が可能であり、マニュアルを整備することで、特別な専門家でなくても施工が確実にできること、さらに、施工に対する責任体制を整備することを目指した。

3．開発の目標

- (1) N値が2以上の軟弱地盤において使用する工法であること。
- (2) 騒音や振動、地盤汚染に問題のない周辺環境に配慮した工法であること。
- (3) 施工マニュアルにより品質の安定した施工が可能であり、施工に対する責任体制も整備されていること。
- (4) 狭小地や建物内でも適用できること。

4 . 審査証明の方法

依頼者より提出された審査証明資料および本工法の現場立会試験結果により、本技術の性状を確認することとした。

- (1) N値が2以上の軟弱地盤において使用する工法であることに関する確認
 - ・ 支持力向上効果、沈下抑制効果は現場載荷試験による結果で示す。
 - ・ 軟弱地盤での施工実績で示す。また、不同沈下が問題となっていないことを代表的な測定例で示す。
- (2) 騒音や振動、地盤汚染に問題のない周辺環境に配慮した工法であることに関する確認
 - ・ 計測データで証明する。
 - ・ 地下水等の周辺環境に影響する材料は用いていない。
 - ・ これらは現場の立ち会い検査で確認する。
- (3) 施工マニュアルにより品質の安定した施工が可能であり、施工に対する責任体制も整備されていることに関する確認
 - ・ 小規模建築物や中規模建築物および工作物への本工法の施工実績は2770件ある。
 - ・ 整備されている施工マニュアルで示す。
 - ・ トップベース工法施工管理技士を認定し、その責任のもとでの調査、設計の内容、施工の品質を確認するシステムを構築している。
- (4) 狭小地や建物内でも適用できることに関する確認
 - ・ これまでの実績例で示す。

5 . 審査証明の前提

提出された資料には事実と反する記載がないものとする。

6 . 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨、開発の目標に対して設定された確認方法により確認した範囲とする。

7 . 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査された結果は、以下のとおりである。

- (1) N値が2以上の軟弱地盤において使用する工法であると判断する。
- (2) 騒音や振動、地盤汚染に問題のない周辺環境に配慮した工法であると判断する。
- (3) 施工マニュアルにより品質の安定した施工が可能であり、施工に対する責任体制も整備されていると判断する。
- (4) 狭小地や建物内でも適用できると判断する。

8 . 留意事項及び付言

- (1) 本審査証明は、トップベース工法の施工法を対象としたものである。したがって、建築物基礎の設計にあたっては、地盤条件など実況に応じ、適切な評価、方法を用いて十分に検討の上、実施すること。
- (2) 施工にあたり、依頼者が作成した施工マニュアルに基づくことが必要である。
- (3) 管理者、作業者が本技術の施工マニュアルについて十分な理解が得られるように配慮すること。

(4)本工法は砂質土、粘性土について適用することが可能である。

9 . 審査証明経緯

(1)新規に依頼された本技術について、技術審査を行い、2001年10月21日付けで技術審査を完了した。(審査の内容は「 . 審査証明の詳細」に記す。)

(2)依頼された本技術に関する更新及び以下の変更について、技術審査を行い、2006年10月30日付けで技術審査を完了した。

変更内容：

- ・ 指定施工会社の減少
- ・ 施工管理者への教育体制の強化を含む運用規定の改定

(3)依頼された本技術に関する更新及び以下の変更について、技術審査を行い、2011年9月26日付けで技術審査を完了した。なお、更新日は、2011年10月22日として取り扱う。

変更内容：

- ・ 指定施工会社の減少
- ・ 実績を追加
- ・ トップベース工法施工管理技士運用規定の改定